

# 熊本県介護医療院指導監査要項

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要項は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、施設サービスを行った者又はこれを使用する者（以下「施設サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に係る施設サービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び保険給付に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導並びに法第114条の2、第114条の3、第114条の4、第114条の5、第114条の6の規定に基づき介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）に対して行う介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関する監査について、基本的な事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (指導及び監査の所管課)

第2条 指導及び監査については、高齢者支援課が所管する。

## 第2章 指導

### (指導の目的)

第3条 指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置いて、介護医療院の支援を基本とし、施設サービス実施者等、介護医療院開設者等（以下「開設者等」という。）に対し、「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成30年3月23日熊本県条例第15号）及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、その内容を周知徹底させることを目的とする。

### (指導計画)

第4条 指導は、各年度に作成する指導計画に基づき実施する。

指導計画は、次の事項について作成する。

- (1) 当該年度の指導方針
- (2) 指導対象となる開設者等

(3) 重点指導項目、その他指導の実施に関し必要な事項

(指導の実施形態)

第5条 指導の実施形態は、集団指導及び実地指導とする。

(1) 集団指導 指導の対象となる開設者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習会等の方法により行う。

(2) 実地指導 次の形態により、指導の対象となる開設者等の施設において実地に行う。

ア 一般指導 県が単独で行う。

イ 合同指導 県及び厚生労働省又は市町村が合同で行う。

(指導体制)

第6条 高齢者支援課は熊本市を除く県内に施設を有する開設者等を対象に、集団指導及び実地指導を実施する。

2 指導は、原則2名以上の職員により行うものとし、うち1名以上は係長級以上の職にある者とする。

(指導対象の選定)

第7条 指導は全ての開設者等を対象とし、指導形態に応じて、次の基準により対象の選定を行う。

(1) 集団指導

全ての開設者等を対象として行う。

(2) 実地指導者

ア 一般指導

(イ) 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき選定した開設者等

(ロ) 市町村（保険者）、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び県民等からの情報提供により、一般指導が必要と認められる開設者等

(ハ) その他、特に指導が必要と認められる開設者等

イ 合同指導

(イ) 一般指導の対象とした開設者のうち合同指導が必要と認められる開設者等

(指導方法)

第8条 指導方法は、指導計画に基づき次のとおり実施するものとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

高齢者支援課は、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を、対象となる開設者等に通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

高齢者支援課は、次に掲げる事項を、あらかじめ文書により対象となる開設者に通知する。

ただし、指導対象となる施設において、あらかじめ通知したのでは当該施設の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(イ) 根拠規定及び目的

(ロ) 対象施設

(ハ) 日時及び場所

(ニ) 指導担当職員

(ホ) 出席者

(ヘ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導者は、開設者等から関係書類を基に説明を求め面談方式で行う。

(指導後の措置等)

第9条 指導担当職員は、実地指導終了後、開設者、管理者及び関係職員の出席を求め、指導結果の講評及び必要な指示を行うものとする。

2 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整（以下「過誤調整」という。）を要すると認められた事項については、後日文書により改善指摘の通知を行うものとする。

なお、過誤調整に伴って、保険給付を受けた要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）の支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、要介護者等に返還するよう開設者等に対して指導するものとする。

3 前項の改善指摘事項については、文書により期限を付して改善報告書の提出を求めるほか、必要がある場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

4 指導結果の通知及び改善報告書の内容について、当該開設者等の事業活動区域に所在する保険者へ、文書により情報の提供を行うとともに、利用者保護の観点から必要と認められる場合は公表するものとする。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

### 第3章 監査

(監査の目的)

第11条 監査は、開設者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、第15条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下「許可基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

(監査体制)

第12条 高齢者支援課は、第13条に基づき選定した開設者等を対象に監査を実施する。

2 監査は、原則として職員2名以上をもって行うものとし、うち1名以上は係長級以上の職にある者とする。

(監査対象の選定)

第13条 監査は、次に示す情報を踏まえて、許可基準違反等の確認の必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 市町村、国保連及び県民からの情報
- (2) 実地指導において確認した基準違反等
- (3) 介護サービスの情報の公表に関して、法第115条の35第4項に該当する報告の拒否等の情報
- (4) その他、特に基準違反等の確認の必要があると認められる情報

(監査方法)

第14条 監査は、次により行うものとする。

1 実施方法

開設者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは開設者等の当該許可に係る施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 市町村との連携

(1) 市町村は、許可権限が県にある開設者等について、法第114条の2第1項の規定に基づき実地検査等を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を県知事に行うものとする。

なお、当該開設者等の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。

(2) 市長村長は、許可基準違反等と認めるときは、文書によって県知事に通知を行うものとする。なお、県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

(3) 前項の通知があったときは、県知事はすみやかに監査を実施するものとする。

(監査後の措置等)

第15条 監査終了後、(1)(2)に定める措置を行うものとする。ただし、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、実地指導に準じて改善指摘の通知を行うものとする。

(1) 行政上の措置

ア 設備の使用制限等

監査の結果、法第111条第1項に規定する施設を有しなくなったとき又は同条第3項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該開設者等に対し、法第114条の3の規定に基づき設備の使用制限等を行うことができる。

イ 変更命令

監査の結果、介護医療院の管理者が介護医療院の管理者として不相当であると認めるときは、当該開設者等に対し、法第114条の4第1項の規定に基づき変更命令を行うことができる。

ウ 勧告

- ① 監査の結果、許可基準違反等の事実が確認された場合は、法第114条の5第1項の規定に基づき、当該開設者等に対し、期限を定めて、文書により勧告を行うことができる。
- ② 勧告については、当該開設者等に対し、期限を付して改善報告書の提出を求めるほか、必要がある場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。
- ③ 勧告を行った場合は、当該開設者等の事業活動区域に所在する保険者等に情報の提供を行うものとする。
- ④ 勧告を受けた開設者等が、期限内にこれに従わなかったときは、法第114条の5第2項の規定に基づきその旨を公表することができる。

#### エ 命令

- ① 開設者等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第114条の5第3項の規定に基づき、当該開設者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるよう命令を行うことができる。
- ② 命令については、当該開設者等に対し、期限を付して改善報告書の提出を求めるものほか、必要がある場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。
- ③ 命令を行った場合は、その旨を公示すると共に当該開設者等の事業活動区域に所在する保険者等に情報の提供を行うものとする。
- ④ 命令を行うに当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するものとする。但し、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

#### オ 許可の取消し、許可の全部又はその一部の効力の停止（以下「許可の取消し等」という。）

- ① 監査の結果、法第114条の6第1項各号に該当する許可基準違反等の事実が確認された場合には、当該開設者等に係る許可を取消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。
- ② 許可の取消し等を行った場合は、その旨を公示すると共に各都道府県、県内の市町村及び関係機関等に情報の提供を行うものとする。
- ③ 許可の全部又はその一部の効力の停止を行うに当たっては、行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するものとする。但し、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。
- ④ 許可の取消しを行うに当たっては、行政手続法第13条第1項第1号

に規定する聴聞を実施するものとする。但し、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

(2) 経済上の措置

監査の結果、保険給付の全部又は一部について生じる経済上の措置については次のとおりとする。

- ア 勧告に至らない場合については、実地指導に準じて過誤調整とする。
- イ 勧告、命令、許可の取消し等を行った場合については、当該保険給付に係る保険者に対して、法第22条第3項の規定に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導する。また、命令、許可の取消し等を行った場合については、返還金に法第22条第3項の規定に基づく加算金を支払わせるよう併せて指導するものとする。
- ウ 過誤調整や返還金に伴って、介護給付等を受けた要介護者等の支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、要介護者等に返還するよう開設者等に対して指導するものとする。

#### 第4章 その他

(他の部署と連携)

第16条 この要項に基づく指導監査は、関係する市町村及び保健・医療・福祉関係部局と十分連携を図り、円滑かつ効率的に実施する。

(国への報告)

第16条 高齢者支援課は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省に報告を行うものとする。

(その他)

第17条 この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。